

八筑医発第24-252号
平成24年7月24日

会員各位

八女筑後医師会長 植田 清一
担当理事 馬田 裕一



田川市乳幼児医療費支給制度及び重度障害者医療費制度の拡大について

田川市では、平成24年10月1日診療分から入院に関する「乳幼児医療費支給制度」の対象を中学生まで拡大し、また、「重度障害者医療費制度」につきましても、入院上限日数を引き上げる旨、福岡県医師会より通知がありましたのでお知らせ致します。

なお、本制度に関するお問い合わせにつきましては、田川市役所 市民課保険係(0947-44-2000※内線: 116・117)までご照会ください。

記

1. 改正日: 平成24年10月1日

2. 改正内容

(1) 乳幼児医療費支給制度

	現 行	改正後
対象者	小学校就学前まで	小学生・中学生
医療証の名称	乳幼児医療証	子ども医療証
医療証の色	ラベンダー色	クリーム色
自己負担	なし	入院のみ無料

※小学校就学前まで(6歳に達した日以降最初の3月31日まで)の乳幼児につきましては、従来通り乳幼児医療証をお使い頂きます。

※既に、ひとり親家庭等医療証、重度障害者医療証をお持ちの方も、申請により、子ども医療証の交付を受けることになります。

(2) 重度障害者医療費制度

	現 行	改正後
入 院	自己負担上限 月20日	自己負担上限 月10日
入院外	変更なし(月500円)	